

輸出入をする時の税関と検疫の基本



税關とは

海港や空港にあり、貨物の輸入の際に国内に持ち込めない物を取り締まり、関税や消費税などの税金の徴収をする機関のこと。また、国外に輸出する時は、国外に持ち出せない物を取り締まる。

オーストラリアの税關

オーストラリアの税關は品目によって税率が異なり、一般的には貨物の価格と相手国から荷物が出されるまでの諸費用を加えた総額に課せられる。また、ワインの場合は29%のWET(ワイン均一化税)も課せられ、その後、一部の食料品などを除く貨物には10%のGST(物品税)が課せられる。

× オーストラリアへの輸入が禁止されている物

- 麻薬類
 - 爆発物
 - 抗生物質
 - 武器、小火器(ライフル、ピストル)及び弾薬類
 - 偽造クレジットカード
 - コートジボアール産ダイヤモンド
 - 特定の血統をもつ犬
 - 絶滅寸前の動物および植物
- など

※法令により許可される場合があるものもある。

物が輸入や輸出などで国際間を渡る時に、重要なプロセスの1つが税關と検疫。ここでは、知っているようで知らない税關と検疫について、オーストラリアと日本それぞれの輸入を例に探ってみましょう。

※ここで紹介する内容は一般的なものです。品目や条件等によって異なる場合があります。



一般的に、国外から入ってくる貨物に輸入する国がかける税金。主な目的は、輸入品に關稅をかけることで国内での価格を上げて、国内の産業を保護すること。

關稅率の一部

主な肉類	なし
主な魚類	なし
鳥の卵	なし
ペースト状の乳製品 (スプレッド: 1kgあたり)	4%※
冷凍されたじゃがいも (1kgあたり)	5%※
ぶどう (乾燥または生鮮のもの: 1kgあたり)	5%
メープル・シュガーまたはシロップ (1kgあたり)	5%※
皮革または合成皮革で できた衣類 (1着あたり)	17.5%※ (2010年1月からは10%の予定)
中古車 (1台あたり)	10%+12,000ドル※ (2010年1月からは5%+12,000ドルの予定)

※一部の国からの輸入品は異なる税率がかかるか、關稅がかからない。

Source: Australian Customs and Border Protection Service Website

日本の税關

日本の税關も品目によって税率が異なる。一般的には貨物の料金と送料、保険料を合わせた価格が課税価格となり、これに關稅率がかけられたものが關稅となる。また、關稅率が0%（無税）のものもあるが、全ての品目には4%の消費税と1%の地方消費税がかけられる。

× 日本への輸入が禁止されている物

- 麻薬、大麻、あへん、けしがら、向精神薬、覚せい剤、あへん吸煙具
 - けん銃、機関銃、砲、小銃またこれらの部品や弾薬
 - 爆発物
 - 火薬類
 - 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手または有価証券の偽造品、変造品、模造品、偽造カード
 - 児童ポルノ
 - 公安または風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
 - 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品
- など

※法令により許可される場合があるものもある。

關稅率の一部

腕時計 (1つあたり)	無税
カメラ (1つあたり)	無税
毛皮のコート (1着あたり)	20%
シャツ・ブラウス (綿製品) (1着あたり)	9%~11.2%
革製ハンドバッグ (1つあたり)	10~20%
紅茶 (正味重量 3kg以下)	20%
ビール (1リットルあたり)	6.40円

Source: 日本税關ウェブサイト